

法人の届出・異動はお済みですか？

町内に法人を設立・設置または、町外から町内に事務所等を異動したときには、届出が必要になります。
※eLtax（地方税ポータルシステム）での電子申告および届出も可能です。

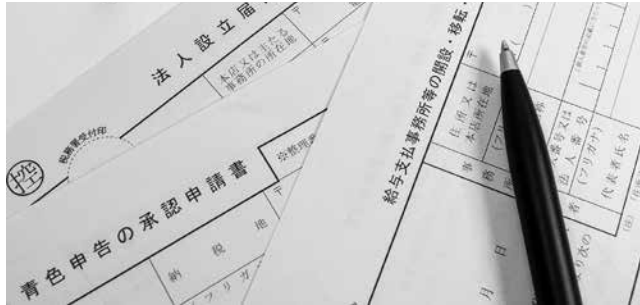
■法人を開設した場合

- ◇設立◇設置
- 添付書類
法人設置（設立）届、法人設置登記履歴事項（全部）証明書、定款（写し可）
◇転入（町内へ本店〈支店・事業所〉を移転した場合）
- 添付書類
法人異動届、法人設置登記履歴事項（全部）証明書、定款（写し可）

■法人を廃止した場合

- ◇廃止・休業（営業・事業を取りやめた場合）
- 添付書類
法人異動届、国税・県税への休業届の写し（ほか参考となる資料）
◇転出（町外へ本店等を移転した場合）
◇解散・清算結了
- 添付資料
法人異動届、変更事項が記載された登記履歴事項（全部）証明書

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114



■法人を変更した場合

- ◇合併・分割した場合
- 添付資料
法人異動届、存続法人の変更事項が記載された登記履歴事項（全部）証明書、定款、合併契約書（写し可）
承継（存続）法人の変更事項が記載された登記履歴事項（全部）証明書、定款、分割契約書（写し可）
◇商号・代表者など
- 添付資料
法人異動届、変更事項が記載された登記履歴事項（全部）証明書（写し可）
◇事業年度など（登記を要しないもの）
- 添付資料
法人異動届、新たな定款または、事実が証明できる書類の写し（参考となる資料）

平成30年度情報公開の実績公表

☎ 総務課 管理係 ☎ 282-1111

■平成30年度の公文書の開示請求実績は次のとおりです。不服申立ては0件でした。

実施機関	請求件数	決定内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否拒否	取下げ
町長	27	14	12	0	1	0	0
教育委員会	3	1	1	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	1	1	0	0	0	0	0

■平成30年度の個人情報の開示請求実績は次のとおりです。個人情報の不服申立ては0件でした。

実施機関	請求件数	決定内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否拒否	取下げ
町長	2	2	0	0	0	0	0

令和2年3月22日執行熊本県知事選挙

- 選挙の告示日 3月5日(木)
- 期日前と不在者投票 3月6日(金)～21日(土)
- 投票日 3月22日(日)

3月22日(日)は 熊本県知事選挙の 投票日です

☎ 町選挙管理委員会（役場総務課内）
☎ 282-1111

投票所・投票時間

投票日当日の投票場所は、お住まいの地区によって異なります。事前に送付される「投票所入場券（はがき）」に記載されていますので、確認してください。

投票区（投票所）	投票地区	投票時間
第1投票所（御船中学校体育館）	御船地区全域	午前7時～午後7時
第2投票所（滝尾小学校体育館）	滝尾地区全域、粒麦（水越）	
第3投票所（水越分館）	水越地区（粒麦を除く）	午前7時～午後6時
第4投票所（七滝分館）	七滝地区全域	
第5投票所（七滝中央小学校体育館）	上野地区全域	
第6投票所（田代東部分館）	南田代第3・4区、上田代、水源	午前7時～午後5時
第7投票所（浅の藪公民館）	浅の藪	
第8投票所（北田代分館）	牧の原、玉来、下山、木戸屋、中野、間所	午前7時～午後7時
第9投票所（木倉小学校体育館）	木倉地区全域	
第10投票所（高木小学校体育館）	高木地区全域	
第11投票所（小坂小学校体育館）	小坂地区全域	

■病院や施設で投票ができます

県の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、施設の長に申し出ること、その施設で不在者投票を済ませることができます。

また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の種類、程度に要件あり）、要介護5の介護保険認定をお持ちの人は郵便での不在者投票ができます。町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付が必要となります。証明書発行には、一定の期間を要するため、早めの手続きをお願いします。

■投票ができる人

- ①選挙人名簿に登録された満18歳以上の日本人
- ②投票日に住民票のある人
- ③告示日の前日を基準として、御船町に住民票が引き続き3カ月以上ある人

期日前投票の場所が変わります

■会場 御船町役場

1階 第一会議室
(税務課前)

■時間 8時30分～20時

■持っていくもの 入場券

■期日前でも投票ができます

選挙当日に、▽仕事▽学校▽地域行事▽冠婚葬祭▽旅行▽病気一などで投票所に行くことができない人は、期日前に投票を済ませることができます。

第一会議室は
役場1階税務課前に
あります。

